

## 所得税法等の一部改正

# 所得税関係

## の改正について

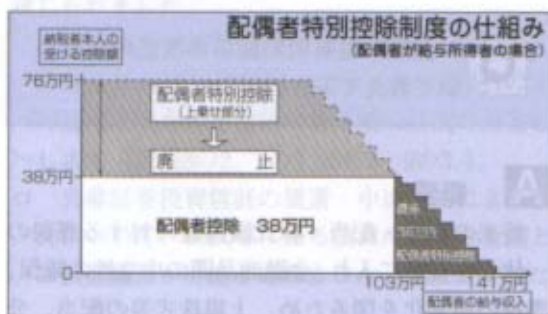
### 一 個人所得課税

**Q** 配偶者特別控除の見直しが行われるようですが、その内容について教えてください。

#### **A** 1 配偶者特別控除の見直し

配偶者特別控除のうち控除対象配偶者（合計所得金額38万円以下の配偶者）について配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除が廃止されます。

この改正は、平成16年分以後の所得税について適用されます。



**Q** 住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」）の見直しの改正の内容について教えてください。

#### **A** 2 住宅借入金等特別控除の見直し

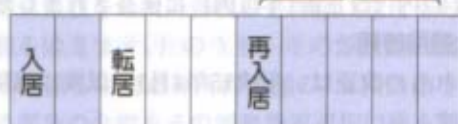
住宅の取得等をして住宅ローン控除の適用を受けていた居住者が、勤務先から転勤の命令その他

これに準ずるやむを得ない事由によりその住宅をその者の居住の用に供しなくなった後、その事由が解消し、再び住宅に入居した場合には、一定の要件の下で、住宅の取得等に係る住宅ローン控除の適用年のうち、その者が再び入居した日の属する年（以下「再入居年」といいます。）以後の各適用年（再入居年に当該住宅を賃貸の用に供していた場合には再入居年の翌年以後の各適用年）について住宅ローン控除の再適用を受けることができるように改正されました。

すなわち転勤等があっても、再入居の度に、最初に特例の適用を受けたときの控除期間内で再びローン控除の適用を受けることが可能になります（措法41⑧）。

#### 住宅ローン減税の再適用

新たに減税が認められた部分



□が減税が受けられる年。再入居した年に住宅を貸していた場合は再適用は翌年から。

この改正は、平成15年4月1日以後に居住の用に供しなくなった場合について適用されます（附則83）。